

## 第1章 計画策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

県では、平成12(2000)年10月に施行した「山口県男女共同参画推進条例」及び平成14(2002)年3月に策定した「山口県男女共同参画基本計画」(平成19年、平成23年、平成28年、令和2年改定)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策の推進に、県民、市町、関係機関・団体、事業者と連携して取り組んできました。

これまでの取組により、男性の育児休業の取得率の増加や、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は改善の傾向にあるものの、家庭や職場、地域社会などにおける男女の地位の平等感については、多くの分野で男性の方が優遇されていると感じている割合が高いなど、依然として不平等感が強いことがうかがえます。

また、人口減少・少子高齢化の進行、家族形態の変化、共働き世帯の増加、配偶者等からの暴力(DV)に関する相談件数の増加、デジタル化の推進や、国の「第6次男女共同参画基本計画」の策定、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下、「女性支援新法」という。)や「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」の施行、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下、「育児・介護休業法」という。)の改正など、近年の男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化や国の動向に対応し、基本計画の見直しを実施するものです。

### 2 計画の性格と役割

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「山口県男女共同参画推進条例」に基づき策定するとともに、「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)に基づく都道府県基本計画、「女性支援新法」に基づく都道府県基本計画として位置付けます。

また、本県の県政運営の総合的な指針である「やまぐち未来維新プラン」の分野別計画として位置付け、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」、「やまぐち産業労働プラン」などの本県の男女共同参画に関連する計画等と密接に連携しながら施策を推進することとし、次のような役割を担うこととします。

- (1) 県においては、市町と一体となって、男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本指針とします。
- (2) 市町に対しては、男女共同参画に関する施策推進の共通指針として、県と一体となった取組の推進を期待します。また、国の男女共同参画基本計画とともに、市町男女共同参画計画の基準となることを期待します。
- (3) 県民、関係機関・団体、事業者に対しては、この計画の推進について理解と協力を求め、その自主的な活動を期待します。
- (4) 県民、市町、関係機関・団体、事業者と連携して取り組む計画です。

### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和8(2026)年度から令和12(2031)年度までの5年間とします。

## 第2章 計画策定の背景

### 1 「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定後の社会経済情勢等の変化

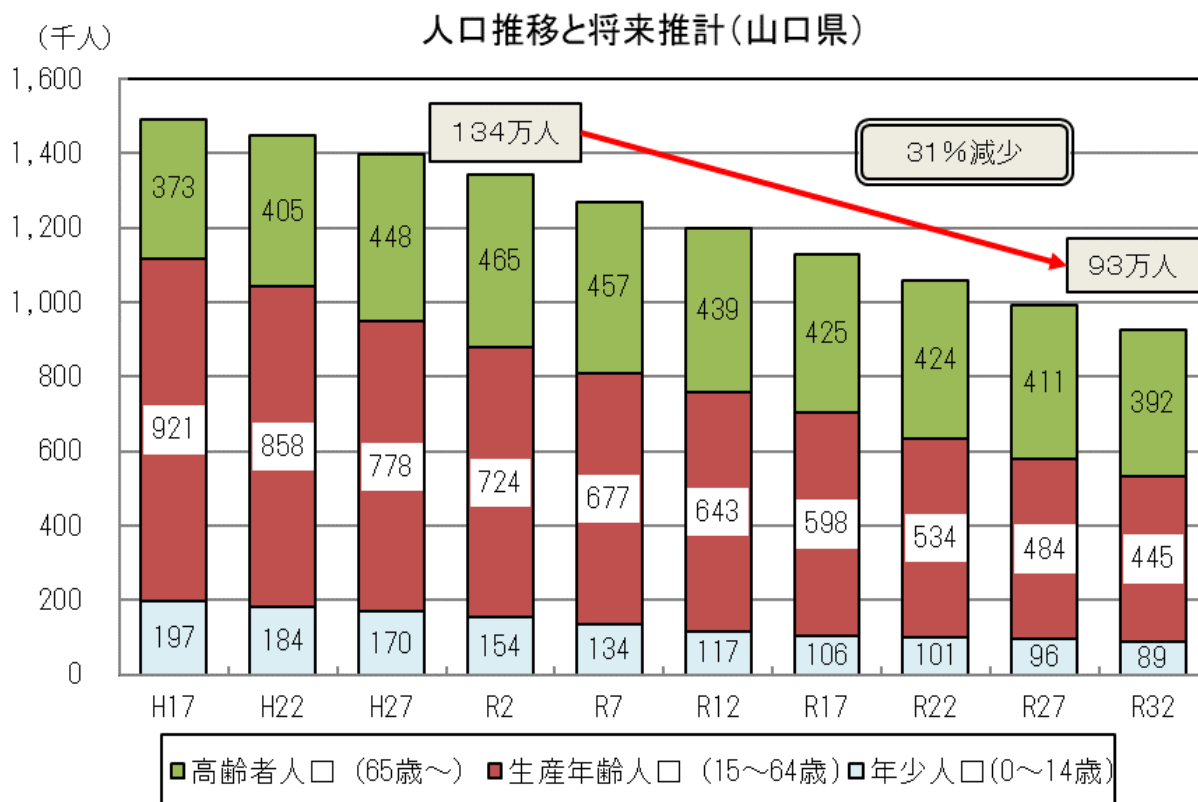
#### (1) 人口等の現状

##### ① 人口の減少

本県の人口は、昭和60（1985）年以降減少を続け、令和2（2020）年では134万3千人まで減少しています。

また人口減少率はさらに拡大し、令和2（2020）年から令和32（2050）年までに約41万人（31%）減少する見込みです。

就職や進学等を理由に若い世代が県外に流出するなどの社会減に加え、出生数の減少による自然減により、人口減少に歯止めがかからない状況になっています。



[資料] 令和2年以前：国勢調査、令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所

## ② 少子化の進行

本県の出生数は減少傾向が続き、令和 6（2024）年に生まれた子どもの数は 6,777 人となり、昭和 60（1985）年（17,674 人）より、約 62%減少しています。

また、令和 6（2024）年の合計特殊出生率についても、1.36 と全国平均の 1.15 を上回っていますが、人口置換水準（人口を維持していくために必要な水準）の 2.07 を大幅に下回っています。



## ③ 高齢化の進行

本県の高齢化率（65 歳以上の高齢者の総人口に占める割合）は、令和 6（2024）年には 35.5%（全国 29.3%）と、全国に大きく先行して高齢化が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の高齢者人口は令和 2（2020）年をピーク（46 万 5 千人）に緩やかに減少に転ずることが予想されていますが、年少人口（0～14 歳）や生産年齢人口（15～64 歳）の減少が大きいことから、令和 27（2045）年には高齢化率が 41.5%となり、今後一層の高齢化が進むことが予測されています。



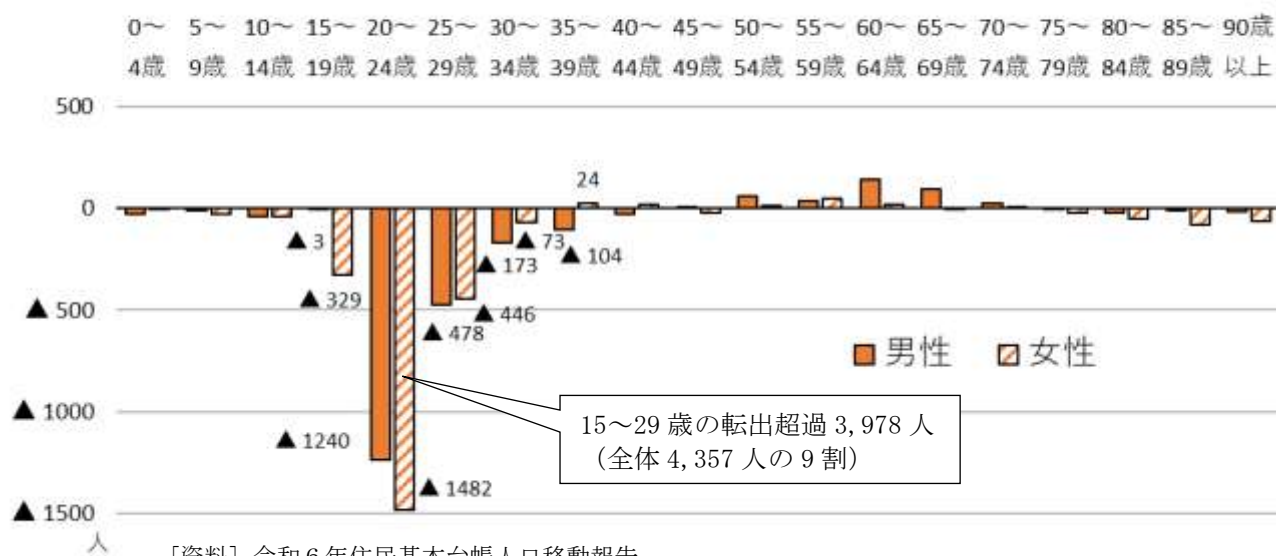
[資料]令和 2 年以前：国勢調査、令和 7 年以降：国立社会保障・人口問題研究所

#### ④ 女性、若者を中心とした県外への流出

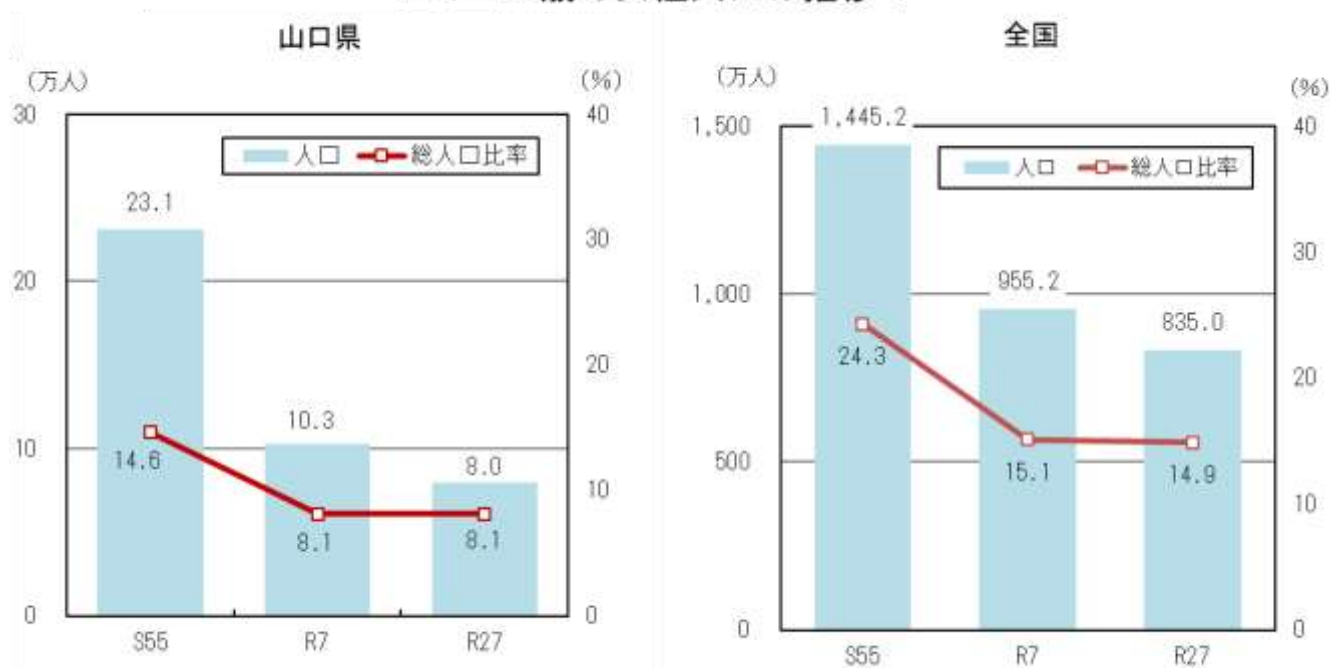
本県では、若者を中心に進学や就職による県外流出が一貫して続いており、男性に比べて女性の流出が大きくなっています。特に、15歳から29歳の若者の県外への転出が顕著であり、全体の転出超過数の約9割となっています。

また、20歳から39歳の女性の人口は令和7（2025）年時点で、昭和55（1980）年と比べて55%減少し、令和27（2045）年には更に22%減少する見込みであり、全国に比べて、減少幅が大きくなっています。

#### 山口県における年齢別人口の社会増減の状況



#### 20～39歳の女性人口の推移



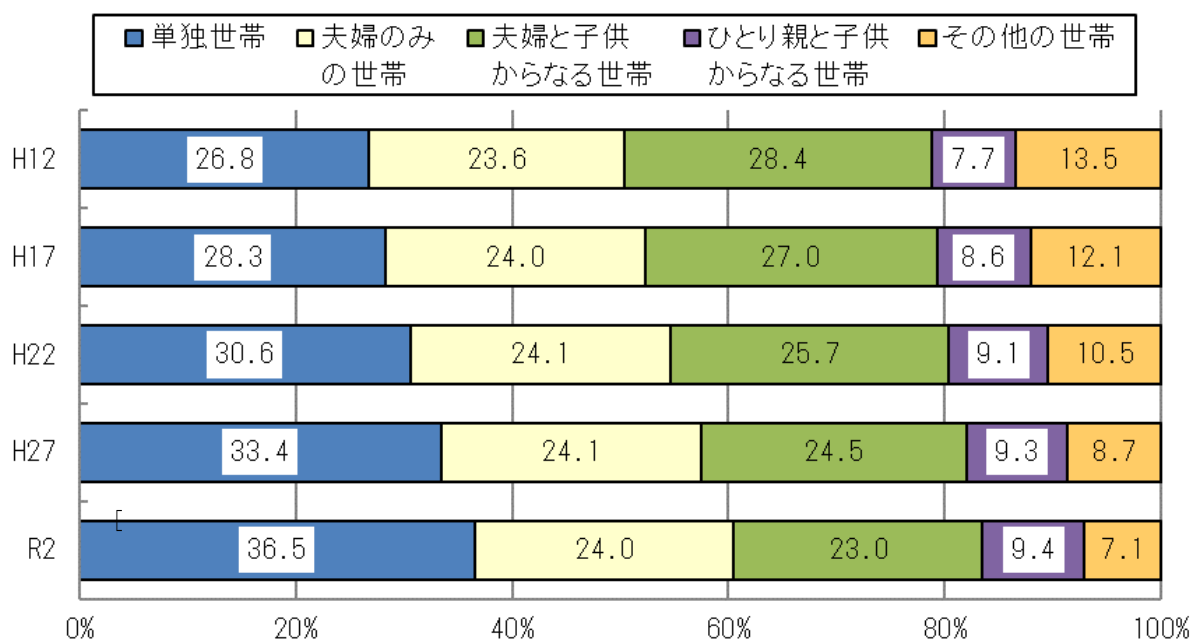
〔資料〕国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

## ⑤ 家族形態の変化

本県では、1世帯当たりの平均人員が減り続けており、単独世帯やひとり親世帯が増加するなど家族形態が変化しています。

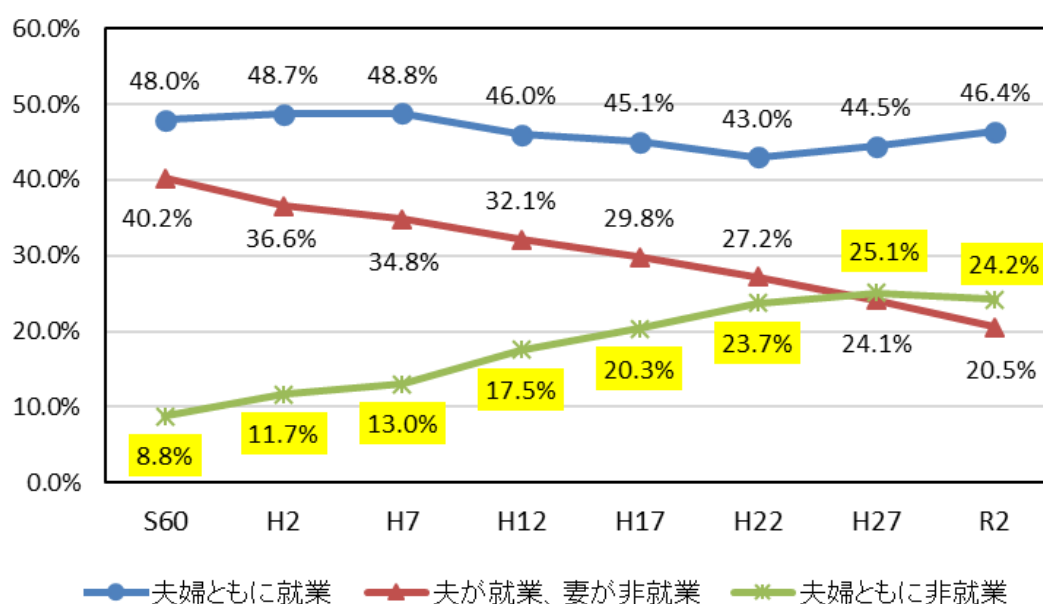
また、夫婦とも就業している共働き世帯の割合が多く、夫が就業、妻が非就業の世帯の割合の2倍以上となっています。

一般世帯の家族類型別割合の推移(山口県)



[資料] 国勢調査

一般世帯に占める共働き世帯の割合(山口県)



[資料] 国勢調査

## (2) 労働環境をめぐる状況

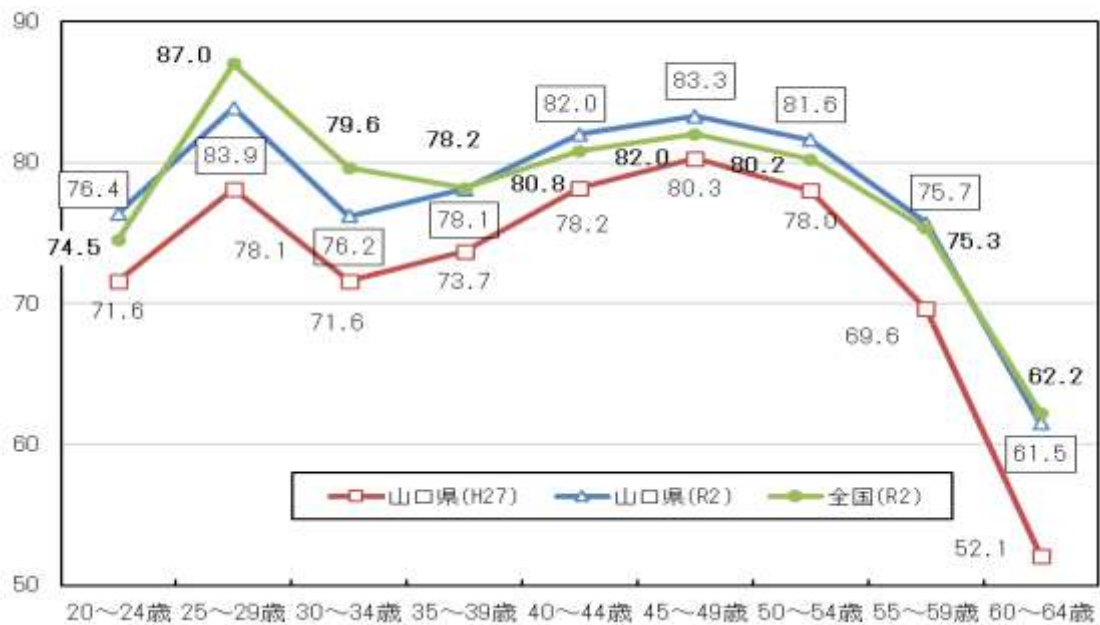
### ① 女性の就業をとりまく環境

近年、社会経済情勢が大きく変化する中、社会参加意識の高まりなどにより、本県の雇用者に占める女性の割合は増えています。

出産、育児等の理由から30歳代を中心に働く人が減る「M字カーブ」の解消は進みつつありますが、全国より20歳代後半から30歳代前半の労働力率は低くなっています。

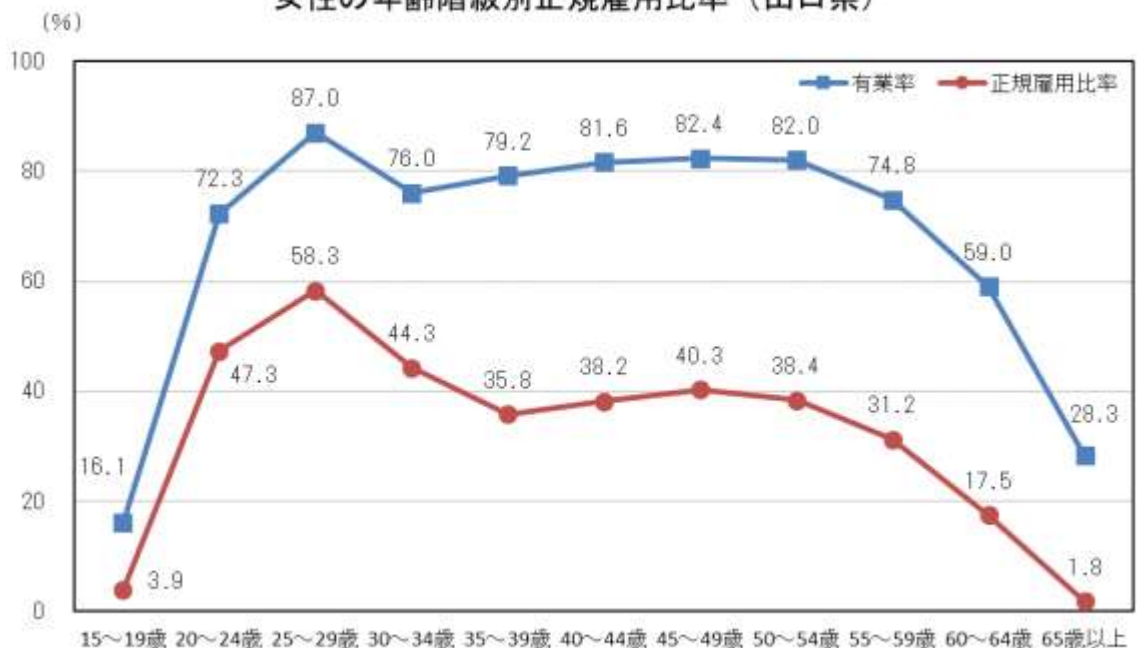
また、女性の正規雇用比率は20歳代後半をピークに低下していますが、40歳代では増加の傾向がみられます。

女性の年齢階級別労働力率（山口県）



[資料] 国勢調査

女性の年齢階級別正規雇用比率（山口県）



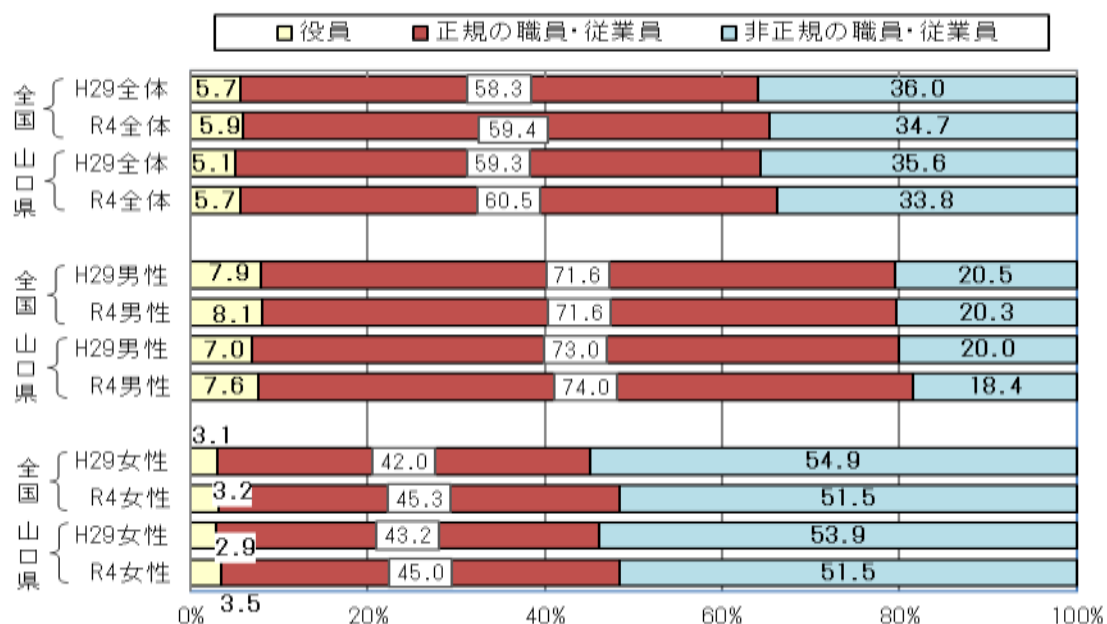
[資料] 令和2年国勢調査

## ② 雇用をとりまく環境

本県の雇用形態をみると、近年、正社員比率の増加と非正規雇用の割合の低下という傾向が見られますが、男性に比べ女性の方が非正規雇用の割合が高い状況となっています。

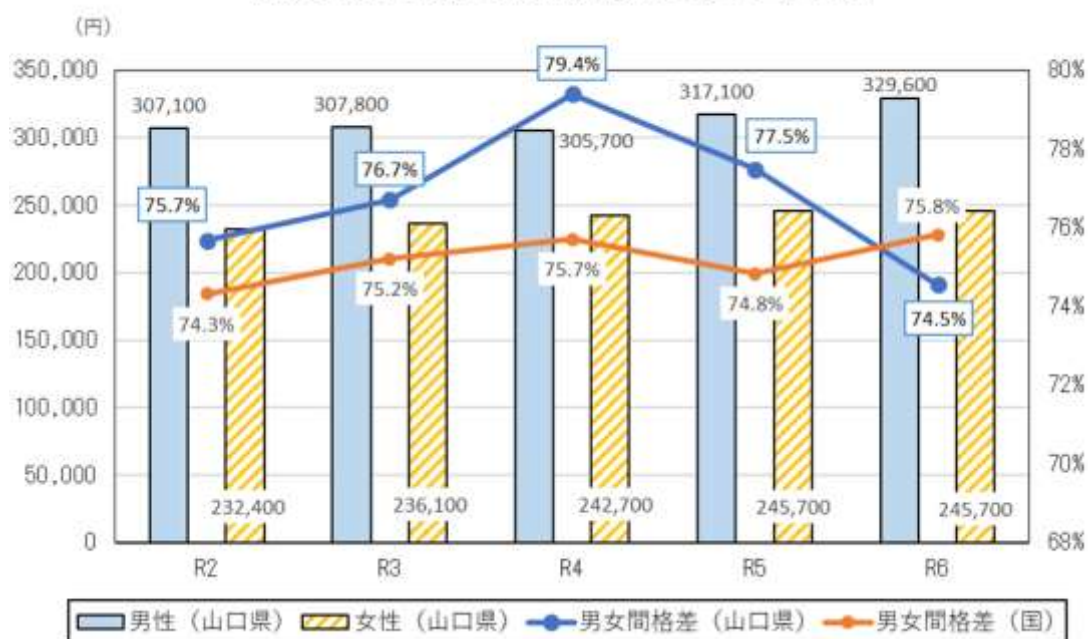
また、男性と女性の給与水準を比較すると、全国、本県とも、男性の給与水準と比べて女性の給与水準は約 7 割程度の状況が続いています。

雇用形態別の割合（全国・山口県）



[資料] 平成 29 年，令和 4 年就業構造基本調査

所定内給与額の男女間格差（全国・山口県）



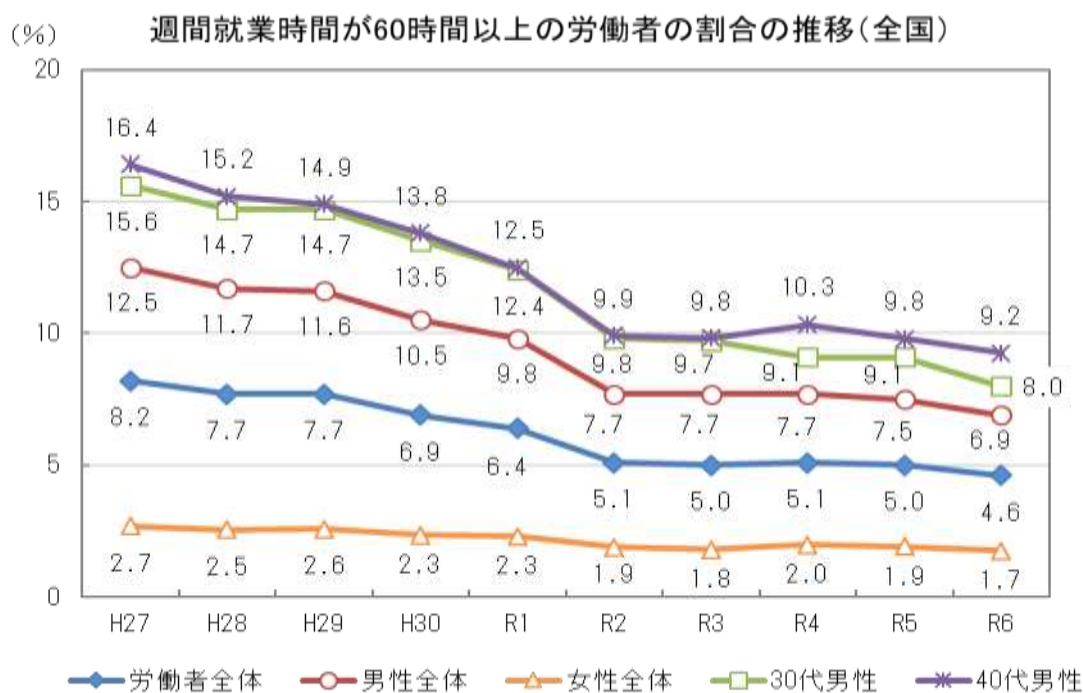
[資料] 賃金構造基本統計調査

※男性の一般労働者を 100 とした場合の女性の一般労働者の給与水準（注）短時間労働者を除く

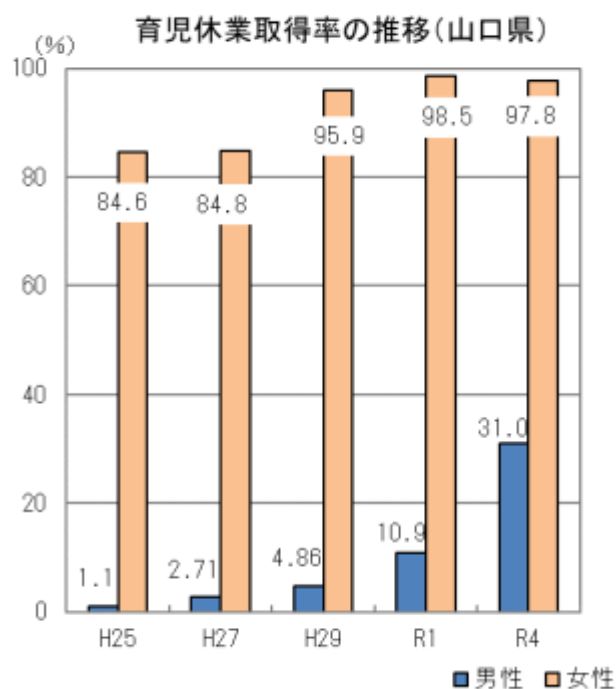
### (3) 仕事と子育て等の両立をめぐる状況

「労働力調査」(総務省)によると、令和6(2024)年における週間就業時間が60時間以上の労働者の割合は4.6%と減少傾向にはありますが、特に子育て世代に当たる30歳代、40歳代男性では労働者全体の約2倍と高い水準で推移するなど、依然として長時間労働の実態が見られます。

また、本県の男性の育児休業取得率は、上昇傾向にあるものの、女性と比較すると依然として低い状況にあり、6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間も、女性と比較するとかなり少ない状況です。



[資料] 労働力調査



[資料] 県雇用管理実態調査および県働き方改革実態調査

### 6歳未満の子供がいる世帯の家事・育児時間（令和3年）

|    | 山口県      |           | 全国  |      |
|----|----------|-----------|-----|------|
|    | 男性       | 女性        | 男性  | 女性   |
| 家事 | 25分（33位） | 204分（3位）  | 30分 | 178分 |
| 育児 | 41分（46位） | 242分（11位） | 65分 | 234分 |

※1日あたりの合計時間（週全体平均）、育児以外の家事時間は、家事、介護・看護、買い物

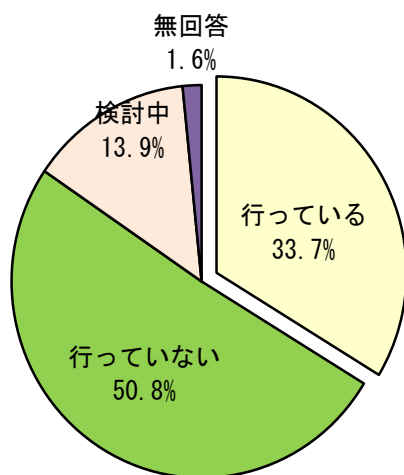
〔資料〕社会生活基本調査 ※（ ）内は全国順位

#### （4）女性の活躍に関する状況

本県では、ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合は、約3割にとどまっています。また、事業所の管理職に占める女性割合を役職別にみると、各役職において、平成30年以降減少傾向にあります。

一方、県職員の課長級以上に占める女性職員の割合は年々増加しています。

#### ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合（山口県）

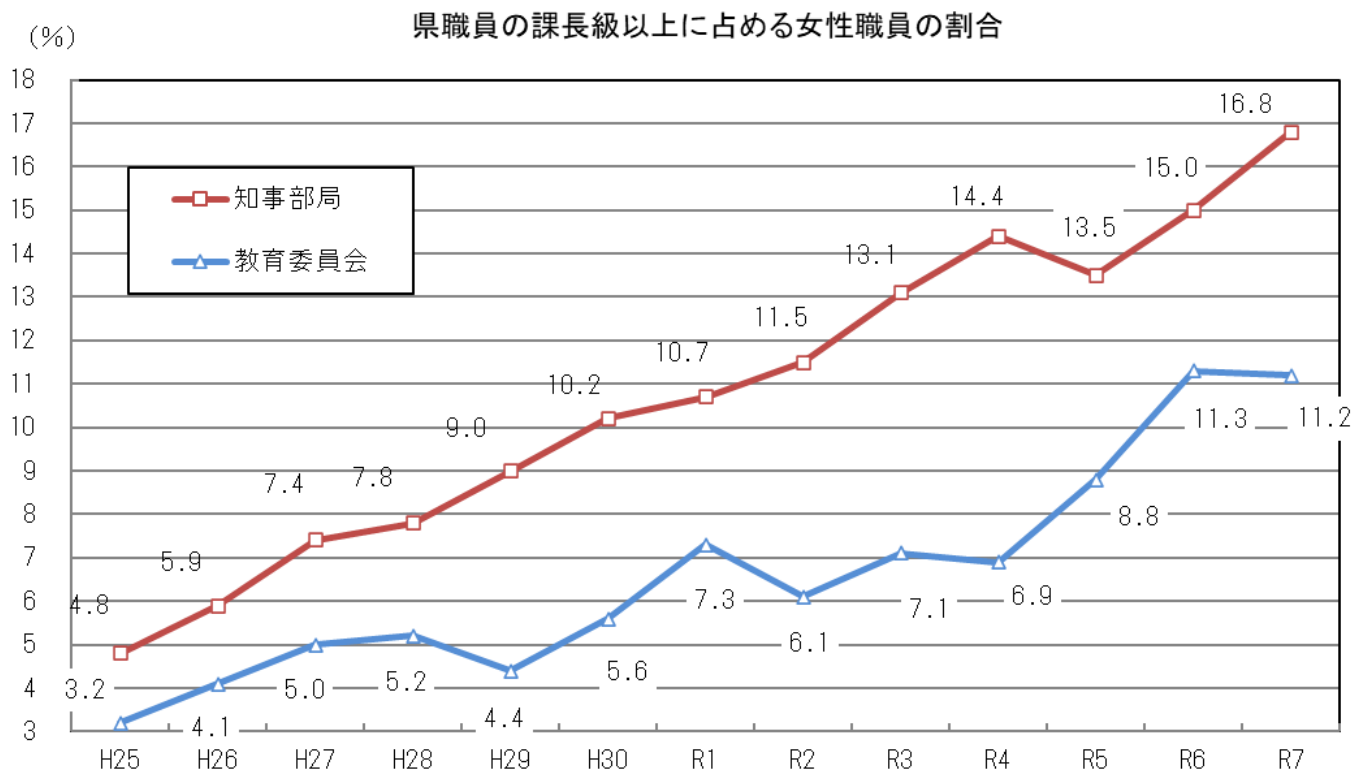


| 取組内容(複数回答)          | 割合    |
|---------------------|-------|
| 女性の管理職登用            | 53.4% |
| 女性の登用拡大             | 47.6% |
| パート・アルバイト等から正社員への登用 | 44.2% |
| 女性の継続就業等のキャリア形成     | 33.0% |
| 職場環境・風土の改善          | 32.7% |
| 女性の職域拡大             | 30.3% |
| 離職した女性の同一職場への復帰支援   | 18.4% |

〔資料〕令和5年度県働き方改革推進実態調査



[資料] 県雇用管理実態調査および県働き方改革推進実態調査



※ 各年4月1日現在の数値

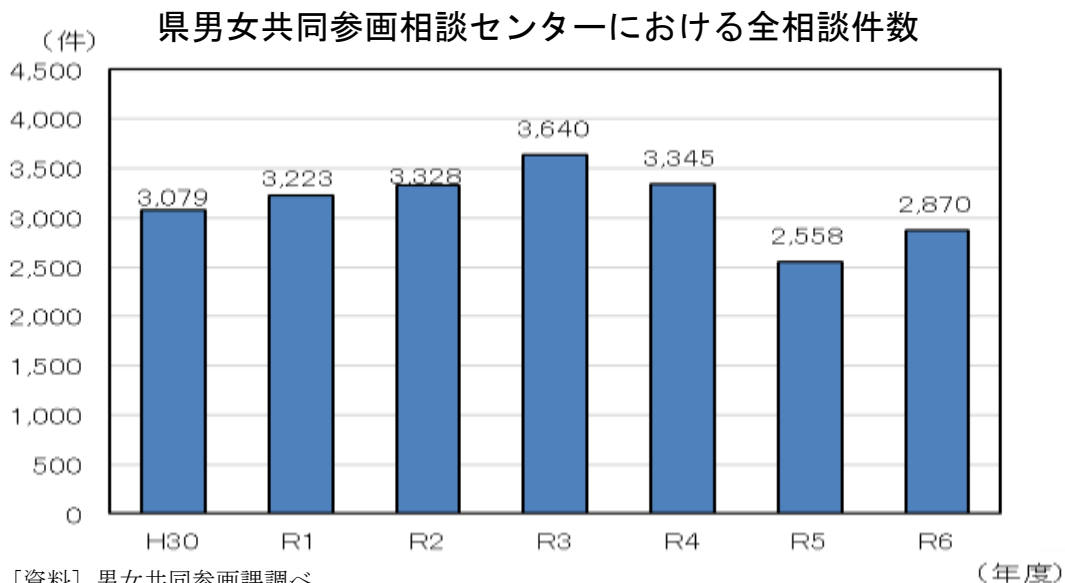
[資料] 男女共同参画課調べ

## (5) 困難な問題を抱える人々の状況

### ①男女共同参画相談センターへの相談件数

県男女共同参画相談センターでは、夫婦や家庭の問題、配偶者等からの暴力、性暴力被害など、様々な内容の相談を受けており、平成 30(2018)年度以降の相談件数は年間 3,000 件を超えていたところですが、近年は 3,000 件未満で推移しています。

また、相談内容は、精神的問題のほか、配偶者関係や親族関係など家庭内での悩みに関するものが多い傾向です。



### 県男女共同参画相談センターにおける相談内容別件数

| 相談内容 |         | 年度    |       |       |       |       |
|------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      |         | R2    | R3    | R4    | R5    | R6    |
| 人間関係 | 配偶者関係   | 444   | 495   | 440   | 443   | 455   |
|      | 子ども関係   | 26    | 40    | 42    | 26    | 43    |
|      | 親族関係    | 58    | 69    | 55    | 45    | 132   |
|      | 交際相手関係  | 50    | 27    | 23    | 41    | 23    |
|      | 男女関係    | 32    | 29    | 20    | 19    | 11    |
|      | ストーカー被害 | 6     | 9     | 5     | 5     | 8     |
|      | 家庭不和    | 57    | 20    | 42    | 36    | 13    |
|      | その他     | 405   | 322   | 368   | 337   | 333   |
| 経済関係 | 生活困窮    | 2     | 4     | 1     | 7     | 3     |
|      | サラ金・借金  | 1     | 0     | 1     | 1     | 1     |
|      | 求職      | 1     | 5     | 4     | 0     | 0     |
|      | その他     | 7     | 4     | 2     | 6     | 2     |
| 医療関係 | 病気      | 12    | 8     | 13    | 7     | 4     |
|      | 精神的問題   | 1,714 | 1,595 | 1,343 | 900   | 1,117 |
|      | 妊娠・出産   | 3     | 1     | 2     | 1     | 2     |
|      | その他     | 5     | 5     | 3     | 4     | 1     |
| その他  |         | 505   | 1,007 | 981   | 680   | 722   |
| 計    |         | 3,328 | 3,640 | 3,345 | 2,558 | 2,870 |

[資料] 男女共同参画課調べ

## ②男女共同参画相談センターにおける一時保護

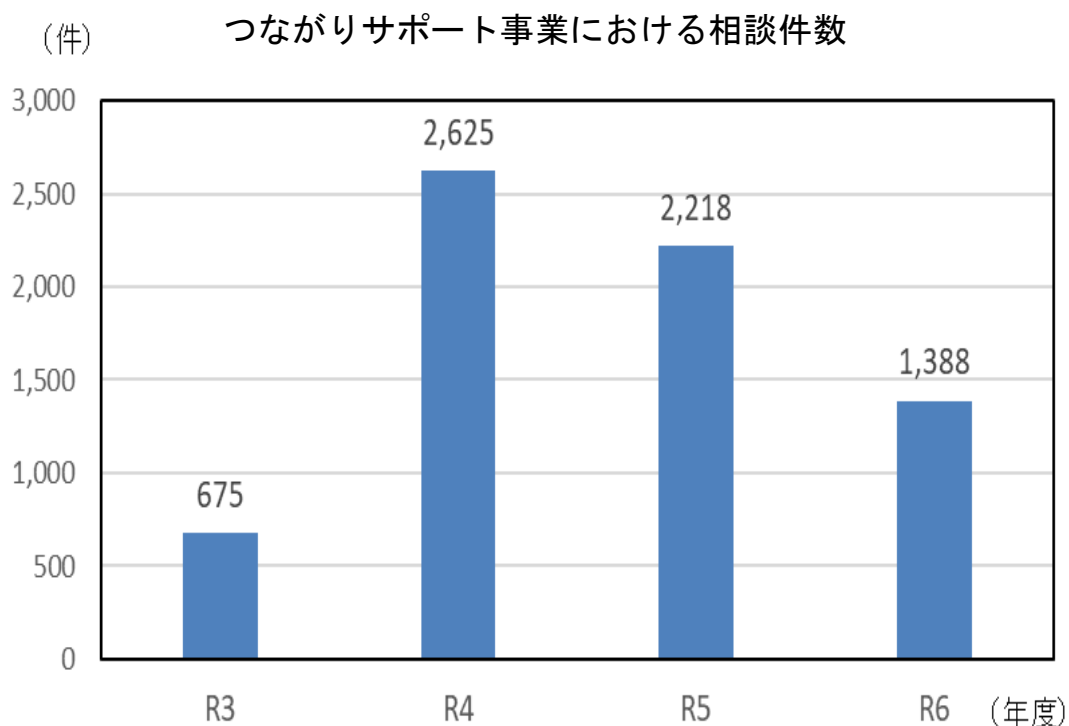
県男女共同参画相談センターでの一時保護件数は、近年20件程度で推移しています。被保護者のほとんどは、DV被害者とその同伴児です。

| 一時保護の状況 |         |        |         |            |         |         |
|---------|---------|--------|---------|------------|---------|---------|
|         |         |        |         | *( ) 同伴児童者 |         |         |
| 年度      | R1      | R2     | R3      | R4         | R5      | R6      |
| 一時保護    | 11 (16) | 14 (9) | 13 (12) | 19 (28)    | 21 (19) | 19 (14) |
| うち DV   | 9 (10)  | 11 (9) | 11 (12) | 17 (28)    | 19 (19) | 15 (14) |

[資料] 男女共同参画課調べ

## ③民間団体への相談件数

多様化・複雑化する様々な困難な問題を抱える女性に対し、民間団体と協働しながら、その問題の背景や心身の状況等に応じた支援を令和3(2021)年度から実施していますが、相談件数は令和4(2022)年度をピークに減少傾向にあります。

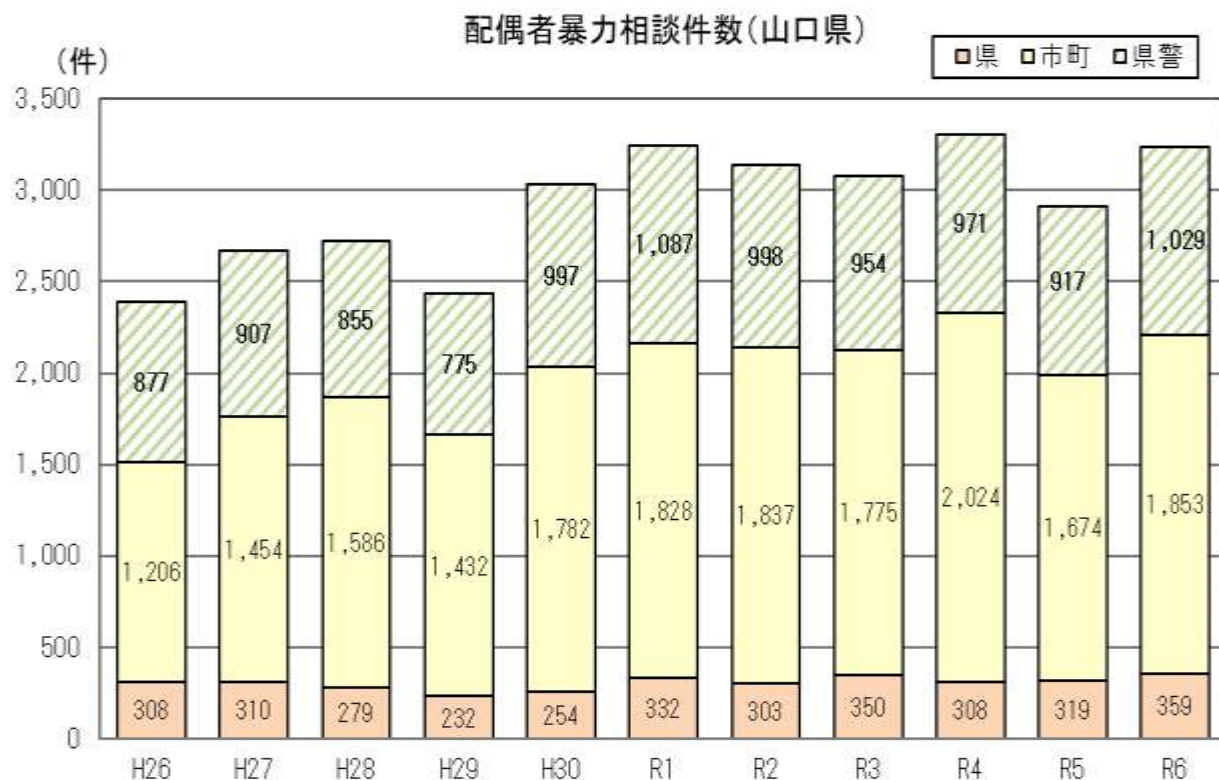


[資料] 男女共同参画課調べ

## (6) 男女間の暴力に関する状況

### ① 配偶者等からの暴力相談件数

県男女共同参画相談センターや、市町における相談窓口、県警察本部（各警察署受付分含む）で受け付けた相談件数は増加傾向にあります。



〔資料〕 男女共同参画課、県警人身安全対策課調べ （注）県警のデータは暦年

## ②配偶者等からの暴力に係る一時保護、検挙、保護命令発令件数

県男女共同参画相談センターが実施した、配偶者等からの暴力に係る被害者の一時保護件数は、15 件前後で推移しています。

また、DV防止法違反及び他法令（傷害等）による検挙件数は、令和 3(2021)年に 25 件と減少しましたが、その後は増加傾向にあります。

さらに、被害者からの申し立てにより、裁判所がDV防止法に基づき加害者に対し発する保護命令は、接近禁止命令、退去命令及び電話等禁止命令の 3 種類があり、近年は 25 件前後で推移しています。

DV被害者の一時保護件数

(単位：件)

| 年度   | H27  | H28  | H29  | H30 | R1   | R2  | R3   | R4   | R5   | R6   |
|------|------|------|------|-----|------|-----|------|------|------|------|
| 一時保護 | 19   | 15   | 19   | 12  | 9    | 11  | 11   | 17   | 19   | 15   |
| 同伴家族 | (28) | (26) | (25) | (9) | (10) | (9) | (12) | (28) | (19) | (14) |

[資料] 男女共同参画課調べ

DVによる検挙件数

(単位：件)

| 年  | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
|----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 件数 | 40  | 69  | 59  | 45  | 49 | 48 | 25 | 35 | 39 | 50 |

[資料] 県警察本部調べ

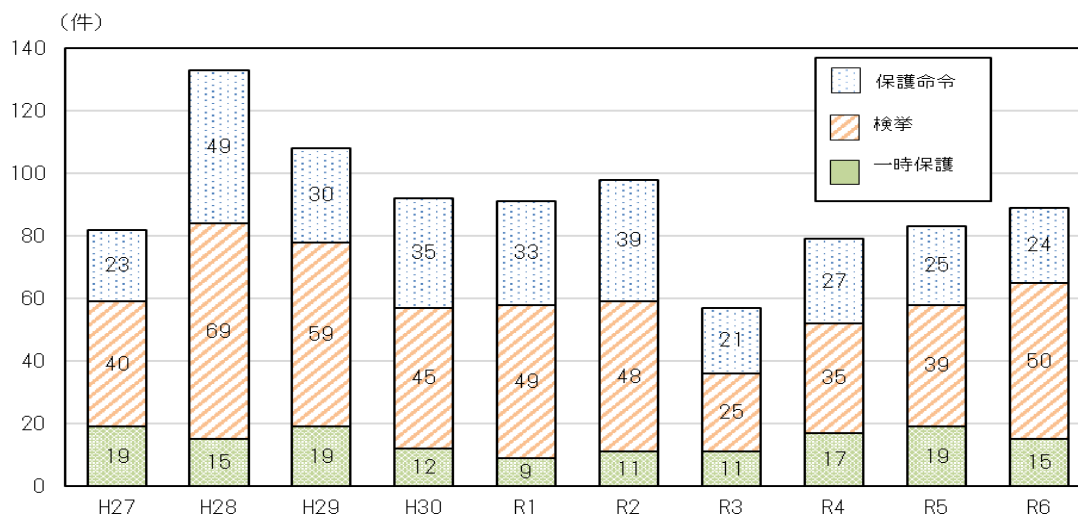
DV防止法に基づく保護命令発令件数

(単位：件)

| 年    | H27      | H28      | H29      | H30      | R1       | R2       | R3       | R4       | R5       | R6       |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 件数   | 23       | 49       | 30       | 35       | 33       | 39       | 21       | 27       | 25       | 24       |
| (全国) | (2, 400) | (2, 082) | (1, 826) | (1, 700) | (1, 591) | (1, 465) | (1, 335) | (1, 111) | (1, 165) | (1, 168) |

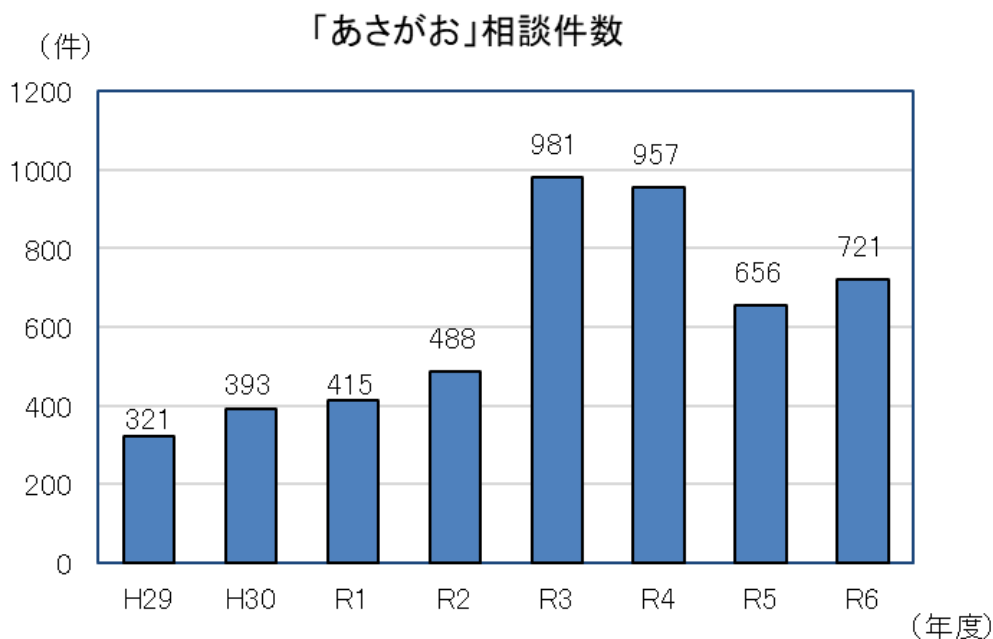
[資料] 山口地方裁判所、全国は最高裁判所調べ

DVに係る一時保護・検挙・保護命令発令件数の推移



### ③やまぐち性暴力相談ダイヤル「あさがお」の相談件数

平成 29（2017）年 1 月に開設した性暴力相談ダイヤル「あさがお」の相談件数は令和 3（2021）年をピークに減少していましたが、令和 6（2024）年度は前年度より増加しています。



[資料] 男女共同参画課調べ

### 性暴力・性犯罪被害における相談内容別件数

(単位：件)

| 相談内容 | 不同意性交等 | 不同意わいせつ | 性的虐待 | DV(デートDV含む) | 過去の性暴力 | その他・不明 | 合 計   |
|------|--------|---------|------|-------------|--------|--------|-------|
| R 6  | 6 3    | 4 3     | 2    | 1 4         | 4 9 9  | 1 0 0  | 7 2 1 |
| R 5  | 1 6 5  | 7 0     | 3    | 1 4         | 2 4 8  | 1 5 6  | 6 5 6 |
| R 4  | 3 0 9  | 1 3 1   | 3    | 4 5         | 2 7 9  | 1 9 0  | 9 5 7 |

[資料] 男女共同参画課調べ

### 性暴力・性犯罪被害における年代別件数

(単位：件)

| 年 代 | ～10 代 | 20 代  | 30 代  | 40 代 | 50 代 | 60 代以上 | 不明    | 計     |
|-----|-------|-------|-------|------|------|--------|-------|-------|
| R 6 | 6 0   | 5 6   | 3 4 0 | 3 3  | 5 9  | 1 2 1  | 5 2   | 7 2 1 |
| R 5 | 7 8   | 1 8 2 | 1 5 7 | 1 9  | 5 6  | 5 2    | 1 1 2 | 6 5 6 |
| R 4 | 1 4 5 | 3 3 0 | 1 7 4 | 4 5  | 9 4  | 6 3    | 1 0 6 | 9 5 7 |

[資料] 男女共同参画課調べ

## 2 「第5次山口県男女共同参画基本計画」策定後の国・本県の主な動き

### (1) 国の動き

#### 【女性の活躍関係】

#### ①「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

（令和7(2025)年6月改正 令和8(2026)年4月施行）

女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定めるとともに、国、自治体、企業に対して女性が活躍するために実施すべき事項を定めた法律で、平成28(2016)年4月1日から10年間の時限立法でしたが、今回の改正で、期限が更に10年間延長されました。併せて、男女間賃金差異の公表義務が常用労働者101人以上の企業に拡大し、新たに女性管理職比率の公表が常用労働者101人以上の企業に義務付けられました。

#### ②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正

（令和3(2021)年6月改正・施行）

政党等の取組項目の例示として候補者の選定方法の改善や候補者となるにふさわしい人材の育成、セクハラ・マタハラ等の対策等が明記されるとともに、国・地方公共団体の施策・責務の強化等を行うための改正が行われました。

#### 【働き方改革関係】

#### ③「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）及び次世代育成支援対策推進法」の改正 （令和6(2024)年5月改正 令和7(2025)年4月から段階的に施行（一部令和6年(2024)年5月施行））

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置が定められました。

#### ④「新女性デジタル人材育成プラン」の決定 （令和7(2025)年6月決定）

令和4年に策定してからの3年間におけるデジタル技術の進展を概観するとともに、改めて女性がデジタルスキルを身につけることの意義を整理し、デジタルスキルを活かした女性活躍の具体的な姿をパターン化し、そのパターン別に、デジタルスキル向上やデジタル分野への就業支援などの支援メニューが提示されています。あわせて、女性がデジタル人材として活躍する上で必要となる、地域における女性デジタル人材の需要の創出や働き方の見直しなど、社会基盤・環境の整備についても必要な施策が盛り込まれています。

## 【暴力の根絶関係】

### ⑤「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（ＤＶ防止法）」の改正 (令和 5(2023) 年 4 月改正 令和 6(2024) 年 4 月施行)

保護命令の拡充と保護命令違反の厳罰化を目的とした配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象を拡大することを始めとする保護命令制度の拡充や被害の発生から生活再建に至るまで切れ目のない支援を行うための多機関連携を強化する仕組みの創設などが定められました。

### ⑥「刑法及び刑事訴訟法」の改正 (令和 5(2023) 年 6 月改正 令和 5(2023) 年 7 月施行)

刑法及び刑事訴訟法が改正され、性犯罪に関しては、強姦性交等罪が「不同意性交等罪」に改められたほか、性交同意年齢の「16 歳未満」への引上げや性犯罪についての公訴時効期間の延長など、118 年ぶりの刑法定制以来の大幅改正が行われました。

### ⑦「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（ＡＶ出演被害防止・救済法）」の成立

(令和 4(2022) 年 6 月公布・施行)

ＡＶ出演契約による被害を防止し、被害者を救済することを目的とし、出演契約の無効化、ＡＶの公表の差止請求、事業者への罰則などの事項が定められました。

## 【その他】

### ⑧「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（ＬＧＢＴ理解増進法）」の成立 (令和 5(2023) 年 6 月公布・施行)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としたＬＧＢＴ理解増進法が令和 5(2024) 年 6 月に成立し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項が定められました。

### ⑨「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」の成立

(令和 4(2022) 年 5 月公布 令和 6(2024) 年 4 月施行)

従来、昭和 31(1956) 年に制定された売春防止法を根拠として、女性をめぐる課題に対応する婦人保護事業を実施していましたが、女性をめぐる課題は、非虐待経験や障害による生きづらさ、性暴力被害や生活困窮などが複雑化・多様化・複合化し

てきたことから、このような多様な問題を抱える女性に対する「支援」を中心に据えた新しい法律の必要性が指摘されるようになりました。こうした声を受けて、「女性の福祉」や「人権の尊重・擁護」を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指して、令和4(2022)年5月に制定されました。

#### ⑩「独立行政法人男女共同参画機構法」の成立

(令和7(2025)年6月公布 令和8(2024)年4月施行(一部令和7年(2025)年6月施行))

男女共同参画に関する国の実施体制を強化するとともに、各地の男女共同参画センターを強力に支援していくため、独立行政法人国立女性教育会館を改組して、独立行政法人男女共同参画機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項が定められました。

#### ⑪「男女共同参画社会基本法」の改正

(令和7(2025)年6月公布 令和8(2024)年4月施行(一部令和7年(2025)年6月施行))

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するための機関としての独立行政法人男女共同参画機構の役割を定められ、男女共同参画センターが関係者相互間の連携・協働を促進するための拠点と法的に位置づけられた上、地方公共団体には、そのための体制の確保が努力義務化されました。

#### ⑫ 国の「第6次男女共同参画基本計画」の策定(仮)

男女共同参画社会基本法に基づく、国の「第5次男女共同参画基本計画」(令和2(2020)年12月策定)を改定した、「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

#### 国の第6次男女共同参画基本計画の概要(仮)

##### ○根拠法令

男女共同参画社会基本法第13条

##### ○策定期期

令和( )年 月 閣議決定

##### ○進捗状況

- ・令和( )年 月、国男女共同参画会議において総理大臣へ「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を答申
- ・令和( )年 月、「第6次男女共同参画基本計画」閣議決定

##### ○男女共同参画社会として目指すべき社会

- ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ・仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ・あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

## (2) 本県の動き

### ①「やまぐち未来維新プラン」の策定（令和4(2022)年12月）

新たな県政運営の指針として、今後、県が進める政策の基本的な方向をまとめた総合計画であり、また、本県が目指す県づくりの方向性を、市町、関係団体、企業、県民と共有し、共に取り組んでいくための指針として策定しました。

プランの重点施策に、「女性の『働きたい』を応援する取組の強化」や「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、事業所や地域における女性の活躍を促進することとしています。

### ②「第3期「山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定（令和7(2025)年3月）

地方創生を次のステージに押し上げていくため、第2期総合戦略の検証結果を反映し、「やまぐち未来維新プラン」を「まち・ひと・しごと」の創生の観点から再構築したうえで、本県の実情に応じた実践的な計画として策定しました。

その中で、「女性のやまぐちへの定着、活躍の促進」、「女性の『働きたい』を応援する取組の強化」、「女性が輝く地域社会の実現」を掲げ、女性の活躍を促進することとしています。

### ③「山口県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定（令和6(2024)年3月）

「女性支援新法」や国が策定した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の内容に即し、本県の実情に応じ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指して策定しました。